## 北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則の一部を改正する規則

北上市基準該当障害福祉サービス事業所登録等規則(平成25年北上市規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特例介護給付費等の代理受領)	(特例介護給付費等の代理受領)
第8条 [略]	第8条 [略]
2~4 [略]	2~4 [略]
5 登録事業所は、その提供した基準該当障害福祉サービスに	5 登録事業所は、その提供した基準該当障害福祉サービスに
ついて、第1項の規定により支給決定障害者等に代わって特	ついて、第1項の規定により支給決定障害者等に代わって特
例介護給付費等の支払を受ける場合は、基準該当障害福祉サ	例介護給付費等の支払を受ける場合は、基準該当障害福祉サ
ービスを提供した際に、支給決定障害者等から利用者負担額	ービスを提供した際に、支給決定障害者等から利用者負担額
として、基準該当障害福祉サービスについて法第30条第3項	として、基準該当障害福祉サービスについて法第30条第3項
に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の	に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額か
額から登録事業所に支払われる特例介護給付費等の額を控除	ら登録事業所に支払われる特例介護給付費等の額を控除して
して得た額の支払を受けるものとする。	得た額の支払を受けるものとする。
6 [略]	6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この規則は、公布の日から施行する。